

岩手県告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第62号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方方法務局長から次のとおり通知があった。

令和6年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市小山田一丁目の一部、小山田二丁目、小山田三丁目の一部及び藤原上町
- 2 実施した期間 令和5年10月1日から令和6年3月21日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量